

平川 茂

はじめに

釜ヶ崎に隣接するN区K一丁目に現在、五階建の「宿舎」がある。この「宿舎」の建設にあたっては、当該地域住民による、ほぼ半年にわたる反対運動があった。このN区の反対運動よりさらに半年くらい前には、N区に隣接するT区でも同じような「宿舎」建設反対運動が始まっていた。両ケースとも裁判で建設の是非が争われた。それぞれ、いくつかの条件が付されたうえで、双方とも建設は認められた。双方とも現在すでに「宿舎」は建てており、釜ヶ崎の多くの労働者がそこを利用している。

両者において、建築後、住民側との間で何らかのトラブルがあったという話はきかれない。その限りで、今はなにこともなかったかのように静かである。当事者のなかにも、建ってしまったのだから、今さらどうのこうのということはない、そっとしておいてほしい、という声がある。けれども、釜ヶ崎に隣接した地域で相前後しておこった「宿舎」建設反対運動は、なにこともなかった

こととしてみずぐすには余りにも重大な問題を含んでいようように思える。また、今はなにこともなかったかのようには静かであったとしても、この静けさは万一、何かのトラブルがおきたときには、いっきに突き破られるていものである、とも思える。さらには、同じような「宿舎」建設が、いつかどこかで行われようとする時、再び同じような反対運動がおきないともかぎらない。それゆえ、このさい、われわれはできるだけ事実を則して、これら二つの「宿舎」建設反対運動を検討しておくべきだろう。

このレポートは主としてN区の反対運動を対象としつつ、さらに必要におうじてT区の反対運動をも参照しながら、これらの反対運動のあり方の中に、釜ヶ崎の労働者への差別をみようとするものである。

「宿舎全告」と釜ヶ崎

釜ヶ崎の多くの労働者は毎朝早く、仕事を得るために「あいりん総合センター」内の寄せ場にやってくる。そこには、建設・土木業者の最末端に位置する多くの「建設業者」が求人にくる。これらの「建設業者」は、ここで雇い入れた労働者を、より上位の下請業者の求めに応

じて、多くの工事現場に送り出す。したがって釜ヶ崎の労働者は、自らの労働力を一日に二回売ることになる――

一回目は「建設業者」に、二回目はこれらの「建設業者」の手を経てより上位の下請業者に。「建設業者」の得る利益の多くは、このしくみからもたらされる。それゆえ、ここでいう「建設業者」とは厳密に言えば、「労働者供給業者」のことなのである。

釜ヶ崎の労働者は「建設業者」のことを「人夫出し」とよぶ。「人夫出し」はふつう、「人夫出し飯場」もしくは単に「飯場」とよばれる「作業員宿舎」をもって、常時一定数の労働者をそこにプール（いやない方だが）している。今まで「宿舎」と呼んでいたのはこの「飯場」のことだったのである。

釜ヶ崎の多くの労働者は（仕事が少ない時期にはより一層多くなるのだが）五日、一日、一五日、一ヶ月などど期間を定めて、「宿舎」にはいる。労働者はその期間、「宿舎」から仕事に出ることになる。「宿舎」はふつう、その中に「建設業者」の事務所をもっているからそこには、一日単位で雇われる労働者も早朝つれてこられる。彼らは「現金」とよばれるが、毎朝、「宿舎」の事務所には、これらの「現金」の労働者と「宿舎」に住み込んでいる労働者が集まるのである。そして、その日

の仕事割りふられて、それぞれの現場に向かうことになる。

以上にみたように、「宿舎」を経営する「建設業者」は、釜ヶ崎の労働市場の不可欠の構成要素になっている。たとえそれらが、釜ヶ崎の多くの労働者にとってどれほどゆるされないものと思われていようとも、現実には「宿舎」と「建設業者」が釜ヶ崎の労働者の労働と生活にとって不可欠のものとなっていることは、さしあたり認めておく必要がある。

### つくられた危機感

N区K一丁目は一九二世帯五八五人からなる地域である（八五年一〇月現在）。ここは、中小の工場や商店が多く「準工業地域」とみなされている。ここには「K町振興町会」（以下「町会」という）がある。会長は、この地域では大きな部類にはいる商店の経営者のYさんである。

ここに、「建設業者」のK組（本拠はT区にある）が「宿舎」を建てるという話がもちあがったのは八五年四月である。K組は「町会」の役員に対する説明会を開き地鎮祭を行う。このころから反対運動が始まる。町会長

のYさんを会長とする「環境を守る会」(以下「守る会」という)が地鎮祭の翌日(四月一日)つくられるのである。

「K組興業単身労務者専用宿舎建設反対」のための「住民大集会」をよびかけるビラで、反対運動をおこした事情が次のように説明される。

この宿舎が出来ると単身労務者多数の入居者が予想されます。(三百名とも四百名ともいわれている)早朝夜間の通行で酔っぱらいの婦女子へのいやがらせや、仕事にあふれた人たちが町にあふれ、子供達が安心して外に出られなくなる恐れが考えられます。地域の環境悪化を見通す訳にはいかないと「建設反対運動」に立ち上がった私達は今こそ一丸となって我が町の「環境」と「平和」を守るために力を合わせましょう。

(四月一六日、傍線部分は原文では太字。以下同じ)

「宿舎」建設がすぐ「環境悪化」につながるとみなされ、だから「建設反対運動」に立ち上がったのだと了解されている。そして、この了解は住民をして「連日連夜自主的に、建築資材搬入を止の行動に」(四月一六日のビラ)参加させるほどのエネルギーをうみだしている。

これと全く同じ了解はT区の建設反対の住民の中にもみいだすことができる。A工務店が既存の「宿舎」が手狭になったこともあって、そこから少し離れたところに新しい「宿舎」を建てようとした時、S一丁目の人々も反対運動をおこしたのである。S一丁目は八八七世帯二一八七人の地域である(八五年一〇月現在)。ここにはさまざまの小商店があって「商業地域」とみなされている。このS一丁目の反対運動は、時間の上では、N区の反対運動より約半年まえのことであるが、S一丁目の「町会」を基礎にして、八四年一〇月に「環境を守る会」がつくられる。世話人代表は当時の町会長のOさんであった。この「環境を守る会」は一月一六日から一二月九日まで署名集めをやって、二二〇〇名の建設反対署名を集めている。この署名の「趣意書」に次のような記述がある。

(当該地域に——引用者注記) 四階建の建築を行う

事を知り建物の計画・利用・内容を調べた所、単身労務者専用宿舎の建設との事と判明し近隣地域に住居する私共にとっては予想しない驚きです、現実に単身専用宿舎ができ、直接影響を受けるのは私達近隣地域住民であり、町の環境の悪化は生活権の侵害であり、

現在私共の生活環境を守る為にも建設計画は承服できません。

「「宿舎」建設」→「環境悪化」→「建設反対」という了解が成り立つためには、住民の中に、この「宿舎」にはいる人についての一定のイメージがなくてはならない。住民は「宿舎」にはいる人がどういふ人であるかについて、あらかじめ、ある程度知っているのでなければならぬ。N区の場合は、住民は「宿舎」にはいる人を「何をしてくすかわからない人」とイメージしている。T区の場合でも全く同様である。

では、なぜ、住民たちは、「宿舎」にはいる人を「何をしてくすかわからない人」としてイメージすることができたのだろうか。N区にもすでにK組の「宿舎」が四年前からあり（反対運動の対象となった「宿舎」のすぐ近くにある）T区にはさらに多くの「宿舎」があり、住民たちは身近に、労働者のさまざまな言動を見たり聞いたりした結果、先のようなイメージをもつようになったのだろうか。おそらくそうではないだろう。

住民たちは、「宿舎」の労働者や釜ヶ崎の労働者のあれこれの言動から、先のようなイメージを形成したのではないだろう。そうではなくて、まず初めに、イメージ

があったのだ。このイメージは、われわれの社会にすでにある寄せ場労働者イメージなのである。このイメージは、空気のようにわれわれの社会にいきわたっていて、われわれはこのイメージを全く自明のものともなして何の疑いもいだかない。N区・T区の住民は、このイメージを内面化していたのである。そして、彼らは、無意識のうちに、このイメージをめぐねとして、寄せ場労働者の行動をみる。すなわち、寄せ場労働者のさまざまな行動は、このイメージにひきよせて解釈されるのである。そこで、特定の行動のうち、寄せ場労働者のイメージに合致する面がことさら強調され、そうでない面は無視ないし軽視されることになる。すると、スポットライトをあてられた特定の行動が、今度は、寄せ場労働者のイメージをいっそう、疑いをさしはさむ余地のない自明なものにすることになる。こうして、彼らは、ますます、寄せ場労働者のイメージに深くとられるようになるのである。

運動の局面が住民にとって危機的と思われるようになる時、住民は彼らが寄せ場労働者から受けたという「被害」を強調するようになるのだが、それらの「被害」の（真実性）なるものも、今みたような住民のイメージへのとらわれがうみだしているのである。

N区の場合、運動のすすめ方をめぐって、「守る会」と「町会」のリーダー層（とくにY会長）との亀裂が生じ、K組がこの分裂を利用して仕事を強行しようとする場面以後、「守る会」の「ニュース」では、住民が寄せ場労働者から受ける「被害」が強調されるようになる。

早速被害発生——婦人と子供おそわれる——

昨日（一日）の昼十一時頃○橋西の信号で婦人Hさんが、子供を自転車にのけて待っている、突然労働者風の男が大声を出して追って来ました。びっくりして逃げましたが恐怖で足がふるえて動けなくなり、近くの店に助けを求めました。その直後、○橋東の階段の所で、同一男に今度はWさんもおそわれました。後でその男はK組O寮に入ってしまったところをWさんは近所の人と確認しています。たび重なる被害に皆さんはK組の入寮心得をホントに信用できますか？……今後、そういう被害にあわれましたら事務局まで連絡をください。又メモで結構ですから日付とどういふ被害にあったかを記録しておいて下さい……

（「ニュース」五・五月二日）

ここでわれわれは、（何をしてかすかわからない人）

という寄せ場労働者イメージをもった住民が、そのイメージに合致する人と行動を探し求めているようすを思い描くことができる。そのイメージに合致する人の行動が発見された時、「早速被害発生」となったことも容易にみてとることができる。そして、このようにしてつくりだされた「被害」は、次に住民の中にある寄せ場労働者イメージを彼ら自身により確信させ（「やっばり、寄せ場労働者——住民のことばでは労働者は、何をするかわからないやつらなのだ！」というぐあい）住民の間に、「宿舎」が建てばたいへんなことになるといふ危機感をつくりだすのである。「被害」にあつたら知らせてくれといった後で集まった「被害」なるものも、今みたのと全く同じメカニズムによってつくりだされたものであるし、もつぱら、住民の間に危機感をつくりだすために利用されている。

早くも事件、続出！

妊婦おそわれる

——○橋東詰バス停で……

先日（四月二十七日）昼間、○橋東詰バス停で、妊婦さんがバスを待っていると、労働者風の二人連れの男が、「おしり」をさわらあげくのはてにその妊婦をつき

とばしました。それも近所の人は何人も見ている前での出来事でした。

その男達は、ころんだ妊婦さんを、起こそうともせず立ち去ったそうです。幸いお腹の赤ちゃんは無事でしたが、もし不幸にも一つの命を断ち切られてしまうという事になったかもしれない。妊婦をつきとばすなどとは言語道断です。

この婦人はもうこわくてバス停のあたりは通れないとなげいておられます。

この様子を見ていたある男性は「一番の心配は被害にあうのはいつも女と子どもです。私にも子供がいますので、明日は我が身、ではと思うと不安でなりません」と話しておられました。

(「ニュース」六・五月二一日)

シノ(建築用具)を振り廻して大げんか

—— 酒店で口論の末 ——

一ヶ月半程前に、ある酒店で四人のとび職風の人が来て飲んでいましたが、その内一人が怒りだし口論になりました。

とつぜん服をぬぎ、刺青を見せびらかすようにしてシ

ノをふりかざし始めました。

酒店の御主人、奥様が止めに入り、店からは一応出てもらいました。酒代も払わずに帰りましたが、四—五日してから持って来たそうです。

得意のお客様方に迷惑がかかっては商売に差しつかえてくるとても心配されています。(同上)

お前も反対かと年寄りをおどす!

先日近くのおばあちゃんが、急にエリ首をつかまれお前も反対か!とおどされました。こんな年寄りまでおどすのは全く非常識きわまりない行為です、許せません。(「ニュース」九・五月二二日)

これらの「被害」を前にして、われわれはそれらが「実際にあったのかどうか」という問いを發してはいけません。もし、そうなったら、われわれは住民側の土儀に引きずりこまれ、われわれは、「被害が実際にあったのかどうか」についての終りのない議論をしなければならぬ。必要なのは、住民がいい立てる「被害」の「事実性」は、彼らのもつ寄せ場労働者イメージにのみ基いていることを確認することである。(何をしかすかわからない)という寄せ場労働者イメージにとらわれた



人にとって、今みたような「被害」は、まぎれもない（事実）とみなされるのである。

### △口理化される差別

住民の間に、「宿舍」ができたらいへんなことになるぞ、という危機感をつくり出すことで、建設絶対反対の方向へ運動をすすめようとする「守る会」と、建設は認めた上でその後の「宿舍」の管理をどうするかにとりくもうとする「町会」リーダー層（とくにY会長）との対立はしだいにきびしくなり、ついにY会長は「守る会」の会長をやめ、「町会」独自のとりくみを追求するようになる。そして、この時点で「守る会」のやり方に変化がみられるようになる。あいかわらず、住民のもつ寄せ場労働者イメージに依拠しつつ「被害」をいい立てることによって、住民の間に危機感をつくりだす一方で、今度はK組を攻撃し始めるのである。もちろん、これまでもK組攻撃がなかったわけではない。しかし、その場合あくまでもK組の「守る会」や「町会」とのかけひきのあり方が攻撃されたのであって、以下にみるような攻撃のパターンはこれまでみられなかったものである。

またまた事件発生！

このままで建設を許せるのか？

——若い女性おそれられ追いかけられる——

先日もお年寄りが「お前も反対か」とエリ首をつかまれふり廻されるという事件があったばかりですが、またまた町内の班の集まりが開かれたその夜七時半頃近所の人の家に、若い女性が「助けて——」と飛込んで来ました。その後を、K組の方向から、男が「待て——」と追いかけて来たそうです。近所の人が集まって大きわぎとなりました。さいわいにもその娘さんは家にとび込み助けを求めたので助かりましたが、もしこれが夜中とか、橋の下の方へ逃げていたらどうなっていたか、考えるだけでも恐ろしい事です。

本当に管理は充分なのか？

快適な寮での生活ならば

この様なことはないはずです。

人権無視のようなことに町会は加担してはならないのでは。

先日のK組社長の発言でもありましたが、何かあればS(T区)の方へ移しもし言うことを聞かない場合は「グビ」にするという居りますますがそんな簡単なものでしょうか？また合意書なるものに「ネーム入り作

業服”の着用をさせるとありますが従業員だって一個人として業務中以外は何を着てもいいはずですからこんなことは世間で通るはずありません。まさに人権無視といえるでしょうからこれに町会として加担してはならないと思います。

(「ニュース」一〇・五月二三日)

ある日となり町の

熊さんが安さんのところへ

やってきました。

(中略)

安・・・それやがな、言うこときかん者はどんどんゆうてもろたら首にすると社長はゆうてんネン。

熊・・・ちょっと待て、それやったら人権無視とちゃうか？町の人間として同じ働人としてこれは出来ん思うて。

安・・・それやがな、今までおさえられてるからついつい酒が入って、うさ、晴らししてるみたいで悪いのはKの社長やとわしら思てんネン。

(以下略)

(「ニュース」一二・五月二四日)

先にみたのと同じような「被害」の強調がここにもみられる。けれども、次に、こういう「被害」をもたらす事件がおこるのは、K組の寮での生活が快適なものではないからだと主張される。驚くべきことに、ここで、K組による寄せ場労働者の「人権無視」が指摘され、寄せ場労働者への「同じ働人として」の(共感)さえ表明されている。このことは今までみたような、寄せ場労働者イメージに依拠しつつ住民の「被害」を強調することによって、住民の間に危機感をつくりだしてきた「守る会」のやり方とどう関係しているのだろうか。「守る会」がこれまでやってきたことは、寄せ場労働者の「人権無視」ではなかったのだろうか。

おそらく「守る会」はこの時点で、自分たちのこれまでの運動のすすめ方が、寄せ場労働者を差別することになると考えていたのではないか。この時はじめて、このことに思い至ったというのではなく、運動の最初から、自分たちが差別に加担しているのではないかという疑いをもっていたように思われる。この疑念をふき払い、運動に正当性を与えるためには、これまでのやり方は合理化されなければならないだろう。そこで、まず攻撃のはこ先が、寄せ場労働者からK組へ転じられる。「守る会」がこれまで強調してきた「被害」をもたらしたのは、K



組による寄せ場労働者の「人権無視」につながるやり方なのである。「環境悪化」の（ほんとうの）原因をなしているのは、寄せ場労働者ではなく、K組なのだと言張されるのである。労働者を簡単にクビにすることも、K組と「町会」との話し合いの中で出てきた、従業員にネーム入りの作業服を着用させるという案も、K組と「町会」による寄せ場労働者の「人権無視」の証拠とみなされることになる。

では、「守る会」は、寄せ場労働者もまた住民と同じくK組のやり方の被害者であると言っているのだろうか。先にみたような、「守る会」が寄せ場労働者によせる「同じ働人として」の（共感）は、ほんとうのところ額面通りに受け取ることができのだろうか。そんなことは断じてない。なぜなら、「守る会」は自分たちがこれまで強調してきた「被害」が事実であることを疑うことではないからである。すなわち、「守る会」と住民は、彼らがいたてる「被害」なるものは、確かに特定の寄せ場労働者によってもたらされたのであることを信じきっているのである。こうして「守る会」自身のこれまでのやり方は、第一に、攻撃のほこ先をK組へ転じることによって、第二に、寄せ場労働者から住民がうけた「被害」が事実であることを再確認することによって、寄せ

場労働者への差別とは何ら関係ないものとして合理化されるのである。

T組のケースにあっても、全く同じ合理化がみられる。

・・・地域住民の生命・身体・財産侵害に対する明白且つ差し迫った危険を創り出しているのは商業地域の真中で地域住民の迷惑も省りみず建設労働者の人夫手配業を大々的に行おうとする被申請人等である。①

このような差別の合理化によって、住民は自らを最も安全な「被害者」の立場におくことができるようになる。彼らは、これまで、寄せ場労働者の行動を非難するときおそらく感じたであろう良心の呵責を今や感じなくともよくなったのである。ここにみごとに、「加害の意識なき加害の構造」②が完成するのである。

### おわりに

T区S一丁目の一角には次のような立て看板（五〇センチ×一五〇センチ位）数個と、ほぼ同じ内容のステッカー（B4の大きさ）十数枚が、ほぼ一年近くも軒先に置かれたり壁にはられたりしていた。

我々の町をスラム化から守ろう

A 工務店の独身労働者

専用宿舎建築反対

S 環境を守る会

いったいどれくらいの人がこれを目にしたのだろうか。彼らは何を考えただろうか。住民は、この立て看板やステッカーを、彼らのいうところの「独身労働者」もまたみるということを考えないのだろうか。その時、「独身労働者」とよばれる人かどういふ感じをもつかに、住民は思いをはせないのだろうか。こうしたことを考えると、とりわけT区の反対側住民の行動は、これからもさらに、批判していかねければならないだろう。ここではそうした批判のための手がかりを提示しようとしたにすぎない。(了)

(注)

① 「申請人等準備書面」(八四年二月二五日)

② 堀口牧子「現代日本の差別意識」三一新書・一九七

八年・五八ページ